社労士 ふ く し ま　月間情報　No.121

2014.4 月号

福 島 県 社 会 保 険 労 務 士 会　〒960-8252

発行担当者　広報委員会　蓬田信一　福島市御山字三本松 19-3

http://fukushima-sr.jp　TEL０２４－５３５－４４３０

E-mail　fukusha@green.ocn.ne.jp　FAX０２４－５３４－５４３２

目　次

P１～　県会情報　・会費納入のお願い　・総会のご案内　・研修会の予定　・年員労働総合相談所　・電子申請どうでしょう

P3～　連合会情報　・第１０回特別研修　・電子証明書　・連合会ＨＰ会員専用ページ情報

P5～　関係機関だより　・独立行政法人勤労者退職金共済機構　・協会けんぽ　・社会保険ふくしま

事務局だより

P6　政連だより

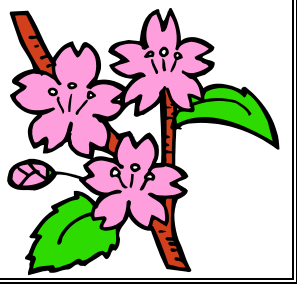

県　会　情　報

1.　会費納入のお願い

平成26年度会費等について、別添のとおりご連絡いたします。

つきましては、**４月30日**までに納入くださるようお願いいたします。

なお、口座振替をご希望されている方は、**４月25日**が引落日となります。支部会費が加算されておりますので、金額をお確かめのうえ、ご指定の口座にご入金願います。納入方法の変更・口座に関する変更等がございましたら、事務局へご連絡ください。

また、政治連盟会費につきましては、政治資金規正法 21 条により、県会会費とは別途徴収しております。４月 30 日までに政治連盟の口座へ納入をお願いいたします。

2.　総会のご案内

平成 26 年度の総会の日程が決まりましたのでお知らせいたします。

日　時　　平成 26 年 6 月 13 日（金）13 時 00 分～（予定）

場　所　　磐梯熱海温泉　ホテル　華の湯（郡山市）

多数のご出席をお願いいたします。

3.　研修会の予定

成年後見人養成研修	4 月 12 日（土）	南東北総合卸センター協同組合 9：30～16：25	・成年後見のための民報知識 ・高齢者と悪質商法 ・安心サポート（日常生活自立支援事業）
	4 月 26 日（土）	南東北総合卸センター協同組合 9：30～17：00	・任意後見について ・障害者と成年後見 ・成年後見と家族法
	5 月 8 日（木）	郡山市総合福祉センター 9：30～17：00	・地域包括支援センターの役割 ・介護保険と高齢者施設 ・高齢者と権利擁護

4. 年金・労働総合相談所について≪これまでの相談件数≫

実施	年金･労働総合相談所			
	労働		年金	
	申込件数	相談件数	申込件数	相談件数
25 年度(2 月)	11 件	10 件	9 件	9 件
3/26(水)	0 件	0 件	0 件	0 件
今年度実績	11 件	10 件	9 件	9 件
総計	H15.6～26.3　144 件		19.7～26.3　92 件	
実施	被災者支援無料相談会(県会事務局)			
	労働		年金	
	申込件数	相談件数	申込件数	相談件数
3/12～4/9	3 件	3 件	0 件	0 件

＜次回相談員＞
○年金・労働総合相談所
【4/23】
・杉原正雄
・大橋隆一
○被災者支援無料相談会
【4/16】村山敦子
【4/30】杉原正雄
【5/7】　丹治　勧

電子申請どうでしょう【第８回】

2月末に開催された電子申請フェアにて、おかげさまで多くの会員の方々に集まっていただきました。そして、多数のソフトウエア業者様にも参加いただきました。業者様については、現在導入可能な社会保険労務士の業務用ソフトのほぼすべてに触れられる、と言ってもいいくらい集まりました（電子化推進特別委員としての贔屓目も「多少」あります…）。手続き内容や管理すべき情報は同じはずなのに、業者さん毎に個性があって、特に、これから導入を検討されている先生方は目移りをされたかもしれません。できる機能の幅やそれにともなう価格の問題もありますが、どのソフトがご自身の業務に適切か、あるいは、操作方法が自分の好みに合っているか、さまざまな要素が絡んできますので、数あるソフトから選ぶ際のポイントを絞ることは難しいかな、とも思いました。そこで、電子申請フェアの当日、さっそくソフトを購入された先生がいらっしゃったので、購入のポイントを伺ってみました。プレゼンテーションが面白かった、今日購入すれば特別割引がきく、担当者がイケメンだった、展示ブースが吉方にあった等々、ソフトそのものとは別のセールスポイント（それはそれで選択する際には重要かもしれませんが）ではなく、ソフトの機能やサービスに限れば、次の３つを挙げておりました。

①会社情報や従業員情報などの顧問先情報を管理する台帳機能の充実
②バックアップ体制の充実（メンテナンス費用の妥当性も含めて）
③従業員の入社退社手続きなどの日常的な業務での電子申請のしやすさ

これからソフトを導入して、電子申請へ踏み出そうとされる際の参考としてみてはいかがでしょうか。

大ざっぱな見方ですが、電子申請の機能に限ると、どのソフトも「直観的操作」が主流になっていて、ややこしい手順を予め覚えておかないと操作ができない、ということはなくなっているようでした。もちろん、ソフトを導入しなくても、ネットでe-Ｇａｖ開いてあれこれやれば電子申請は可能です。操作の容易さやワカラナイことはソフト業者さんに聞けばいい、といった面もソフト導入のメリットといえるかもしれません。

また、先ほどの導入された先生に、どの業務まで電子申請で対応してゆくのかお聞きしたところ、とりあえず従業員の入社退社などの日常的な業務から初めてみて、購入したソフトの機能で可能なところまでやってみたい、とのことでした。ただ、労基署等にパンフレットが置いてあって、それとなくＰＲしている、各種労使協定や、労働災害関連の申請や届は、購入したソフトでそこまでできるかどうか、仮にできるようになったとしても、従来通り紙ベース対応かな、とおっしゃっておりました。理由は「協定や労災の手続きのために顧問先へ出向いたり、監督署の担当の方とお会いするのは、届を作成し提出するだけではなく、コミュニケーションをとる目的もある。これからもその方針で行こうと思う」でした。

電子申請で対応できる業務が広がることは、この連載で委員の方々が述べてきたように、メリットもたくさんあります。一方で、それぞれの先生方の業務スタイルというのもあります。そのスタイル、業務方針（？）によって顧問先の信頼を得て、行政からの協力をいただいていることは想像に難くありません。電子申請を導入するかしないのか二者択一ではなく、できるところ、やってみたいところから電子申請を導入し、業務を効率化しつつ、すでに確立している業務のスタイルはさらに磨きをかけて、「社労士力」アップで業績向上を目指したいものです。

電子化推進特別委員会　副委員長　草野智正（相馬支部）

連合会情報

1. 第 10 回特別研修及び代理業務試験について

◇研修の内容は、①中央発信講義（30.5 時間）、②グループ研修（18 時間）、③ゼミナール（15 時間）　総 63 時間＋30 分の研修となります。

◇第 10 回特別研修の実施時期は以下のとおりです。

中央発信講義　コラッセふくしま（福島市）
9 月 27 日(土)、28 日（日）
10 月 5 日(日)、11 日(土)、12 日(日)

グループ研修　南東北総合卸センター協同組合（郡山市）
10 月 17 日(金)、18 日(土)、25 日(土)

ゼミナール　平成 26 年 11 月 14 日（金）6 時間
11 月 15 日（土）6 時間（同上）
11 月 22 日（土）3 時間（午前）

代理業務試験　11 月 22 日（土）2 時間（午後予定）

◇応募に関する詳細は、連合会より送付「月刊社労士」6 月号掲載予定です。

2. 社会保険労務士電子証明書を安心してご利用いただくための対策について

今年に入り、パソコン内で管理している電子証明書を詐取するコンピューターウイルス（以下 PC ウイルス）の活動が確認され、社会保険労務士電子証明書（以下、電子証明書）秘密鍵が流失する事態の発生が確認されました。この PC ウイルスは、電子メールの添付ファイルや WEB ブラウザーからパソコン内へ侵入したものと推測されます。つきましては、電子証明書の信頼性確保のため、全国社会保険労務士会連合会（以下、連合会）では、下記に示した対策の徹底と周知を行うことといたしました。ただちに下記をご確認いただいたうえ、対策を万全にしていただき、安心して便利な電子証明書・電子申請をご利用いただきますようお願い申し上げます。

【連合会からの当該問題に関する対策のお願い】

PC ウイルス対策と電子証明書の再インポートの徹底と、メールでの完了連絡をお願いいたします。

① PC ウイルス対策：パソコンは常に最新のパッチを適用し、ウイルス対策製品を導入することを推奨いたします。(1)～(3)については「e-Gov」の推奨環境をご確認いただいたうえでご対応いただきますようお願いいたします。

https://shinsei.e-gov.go.jp/Shinsei/manual/tips/sethelp/01/index.html

(1)サポート切れの OS を使用していないか
(2)OS の最新のセキュリティパッチが適用されているか
(3)Adobe、Java などの最新のパッチが適用されているか

(4)ウイルス対策ソフトが導入されており、最新のウイルス定義ファイルが適用されているか

②電子証明書の再インポート：既に電子証明書取得済みの方（以下、既存ユーザー）については、新しい手順で電子証明書を再インポートし、完了連絡のメールをいただく必要がございます。（期限：平成２６年５月９日）

3 月 28 日に全既存ユーザーへお送りした送付物に同封している新マニュアルの手順を踏んで、再インポートしていただきますようお願いいたします。（再インポートには、「社会保険労務士電子証明書.p12」のファイル、「識別番号及び PIN コードのお知らせ」（紙）が必要です。）

詳細については連合会ＨＰ「社会保険労務士の皆様へ」ＴＯＰＩＣＳをご確認下さい。

3. 連合会 HP 会員専用ページ情報

以下について、連合会ＨＰ会員専用ページに掲載されておりますので、ご確認ください。

http://www.shakaihokenroumushi.jp/social/explanation.html

＜通達情報＞

〇労働関係

- 労災保険給付請求書の変更について
- 制度改正に伴う平成 26 年度の年度更新等に係る留意点について

〇社会保険関係

- 国土交通省からの「適正な価格による工事発注」に関する周知依頼について
- 東日本大震災に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故に係る国民年金保険料の申請免除等の取扱いについて
- 国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正及び診断書の項目改正等について
- 失踪宣告を受けた者の死亡一時金の請求期間の取扱い等の周知について（依頼）
- 国民年金の保険料を追納する場合に納付すべき額を定める件及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第 9 条第 2 項に規定する保険料の額の一部を改正する件について
- 国民年金法第 90 条第 1 項等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する期間の一部を改正する件について
- 国民年金法施行令等の一部を改正する政令、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について
- 健康保険、船員保険及び厚生年金保険の産前産後休業期間中の保険料免除等の取扱いについて
- 「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」の一部施行に伴う事務の取扱いについて
- 健康保険印紙の形式の改正について
- 国民年金法施行令第 7 条及び第 8 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額の一部を改正する件について
- 国民年金法施行規則等の一部を改正する省令の施行について
- 障害年金の額改定請求に係る待機期間の一部緩和に係る周知について
- 「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」の一部改正について
- 「特別障害給付金に係る事務の取扱いについて（通知）」の一部改正について
- 「国民年金市町村事務処理基準」の一部改正について
- 国民年金の後納保険料を納付する場合に納付すべき額を定める件について

＜トレンドボックス＞

- 社会保障と税の一体改革に関する広報の実施（情報提供）
- 失踪宣告を受けた者の死亡一時金を受ける権利に係る消滅時効の援用の取扱い（指示・依頼）

関係機関だより

1. 中小企業退職金共済制度（中退共）の新規申込書等の様式変更について

・・・独立行政法人勤労者退職金共済機構

平成26年4月1日より存続厚生年金基金から中退共制度へ移行の申出ができることによる記載の追加及び反社会的勢力対応規程等の記載の追加に伴い新規申込書、追加申込書及びパンフレット等の内容が一部変更になります。（旧様式についても取扱いはできますが、追加での確認が必要になります。）

新様式の新規申込書及び追加申込書、パンフレット等については、県会事務局にございますので、必要な方は県会事務局（TEL:024-535-4430）までご連絡ください。

協会けんぽ

2. 平成 26 年度健康保険被扶養者資格再確認業務に係る被扶養者状況リストの社会保険労務士への送付について（P7～19）

3. 月刊健宝、メールマガジン配信・・・・・・協会けんぽ

協会けんぽ福島支部では、毎月５日前後にメールマガジンを配信しております。配信登録は無料です。下記ホームページアドレスからご登録ください。

検索サイトより「協会けんぽ福島　配信登録」の検索でも接続いただけます。

http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,47622,78,639.html

4. 社会保険ふくしま（財団法人福島県社会保険協会発行）については、ホームページをご覧ください。福島県社会保険協会 HP　http://www.f-shimakyoukai.or.jp

事務局だより

※ 県会 HP （http://fukushima-sr.jp）への月間アクセス数情報

３月１日～31 日　総アクセス数　908　｛ 内訳：新規　514
　　リピーター　394

会務報告及び予定

３月　6,7 日　労働条件審査・診断研修会（コラッセふくしま）
　7 日　日本年金機構東北ブロック及び年金事務所との連絡会議（県会事務局）
　8,9 日　年金相談実務者研修＜WM 研修＞（事務局）
　9 日　増子輝彦氏　郡山地区新春の集い（ホテルハマツ）
　13 日　連合会主催復興支援講演会（いわきスパリゾートハワイアンズ）
　15 日　会津支部復興支援セミナー（アピオスペース）
　18 日　根本匠氏シンポジウム（郡山ビューホテル）
　19 日　連合会幹事会（パレスホテル東京）
　20 日　年金労働総合相談所第２回研修会（コラッセふくしま）
　20 日　年金労働総合相談所正副所長会議（コラッセふくしま）
　20 日　連合会理事会（東京會舘）
　21 日　街角の年金相談センター　ブロック会議（ホテル福島グリーンパレス）
　26 日　白河支部総会（大福家）
　26,27 日　医療労務コンサルタント研修（コラッセふくしま）
　29 日　成年後見人養成研修（南東北総合卸センター協同組合）

4月 10日　近畿地域協議会定例会（ダイワロイネットホテル和歌山）
　　11日　災害対策特別委員会、業務委員会、広報委員会（県会事務局）
　　18日　福島支部定時総会（福島テルサ）
　　19日　舘岡睦彦氏褒章受章祝賀会（秋田ビューホテル）
　　24日　監査、総務委員会（事務局）
　　25日　郡山支部定時総会、いわき支部定時総会
5月　　9日　第９回理事会、第６回幹事会（事務局）

会員異動報告

	支部	名簿ﾅﾝﾊﾞｰ	氏　　名	事務所・勤務先の名称・所在地・電話番号等
【入会】	いわき	4/1 付 その他	鈴木郁子	いわき市四倉町東二丁目 34-2 TEL:0246-32-3880
【変更】	福島	P21	高橋　勇	勤務→開業 高橋社会保険労務士事務所 福島市野田町６丁目 5-21-102 TEL:024-573-6428
	郡山	P22	木村智彦	勤務→開業 木村社会保険労務士事務所 郡山市鶴見坦一丁目 1-26-605 TEL:024-934-9512
	会津	P14	後藤烈史	事務所所在地・電話番号 会津若松市南町１番 69 号 TEL:0242-85-8097
		P14	鈴木俊一	事務所所在地・ＦＡＸ番号 河沼郡会津坂下町字館ノ下 320-1 FAX:0242-85-8197
【付記】	福島	P5	管野泰寛	特定社会保険労務士（4/1 付）
		P21	齋藤俊之	特定社会保険労務士（4/1 付）
	いわき	P16	秋本浩志	特定社会保険労務士（4/1 付）
【退会】	福島	P7	滝川洋子	３月 31 日付登録抹消
		P7	玉根憲一	３月 31 日付登録抹消
	郡山	P9	景山耕造	３月 31 日付登録抹消
		P11	蒔原健藏	３月 31 日付退会（千葉会へ移管）
		P12	村上義光	３月 31 日付登録抹消
		P12	割谷芳之	３月 31 日付登録抹消
		P22	佐藤三良	３月 31 日付登録抹消
		P22	横山久美子	３月 31 日付退会（埼玉会へ移管）
	いわき	P18	竹尾伸一	３月 31 日付退会（神奈川会へ移管）

政連だより

会費納入のお願い　平成26年度会費について、別送のとおりご連絡いたします。

社労連第１４４号
平成２６年３月７日

都道府県社会保険労務士会会長　殿

全国社会保険労務士会連合会
会　長　　大　西　　健　造
（公　印　省　略）

平成２６年度健康保険被扶養者資格再確認業務に係る被扶養者状況リストの社会保険労務士への送付について

謹啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は、連合会の事業運営にご協力賜り厚く御礼申し上げます。
さて、標記の件につきまして、今般、全国健康保険協会理事長から当職あて、別紙のとおり周知依頼をいただいたところでございます。
つきましては、貴会におかれましては、業務ご多忙の折大変恐縮ではございますが、下記の留意事項等と併せまして、会員の皆様への周知を賜りますようお願い申し上げます。
なお、本件にかかる様式等につきましては、連合会ホームページ（「社労士の皆さまへ」ページ）に掲載しておりますことを申し添えます。

謹白

記

１．同意事業所一覧表（写）による取扱い

会員が過去実施時（平成２２年度、２４年度、２５年度）において作成した同意事業所一覧表の写しを保管している場合は、当該写しにより対応して差し支えないこと（別添の「３　過去実施時における既同意（誓約）事業所にかかる取扱い」参照）。

なお、誓約書による受託事業所の追加の場合には、協会けんぽ支部へ提出する際に、改めて誓約書を作成(※)いただき、同意事業所一覧表（写）に添付が必要です。

２．その他留意事項（別添の「８　その他留意事項」参照）

（１）事業所記号の記載

同意書及び同意事業所一覧表に記載する事業所記号は、必ず「数字（被保険者証上部に表示されている７桁もしくは８桁のもの）」で記載されたいこと。

（２）被扶養者状況リストの提出

被扶養者資格の確認が完了した被扶養者状況リスト等の提出にあたっては、次の事項に特にご留意いただきたい。

① 同封の返信用封筒にて、各事業所単位で送付されたいこと。
② 被扶養者状況リストの「副」は送付しないこと。
③ 社会保険労務士事務所あての返信用封筒を同封し、被扶養者状況リストの写しの返送を求める場合は、返信用封筒（協会事務局あて）は使用せず、該当する協会支部へ直接提出（郵送）されたいこと。

＜理由＞

返信用封筒（協会事務局あて）にて提出された被扶養者状況リスト等は、協会けんぽが契約する委託業者において、全国分を一括して仕分け作業等を行います。そのため、複数の事業所分を１つの返信用封筒に同封された場合や、社会保険労務士事務所あての返信用封筒を同封されると仕分け作業が円滑にできなくなるため。

以上

別　紙

協発第１４０２２５－０９号
平成２６年２月２５日

全国社会保険労務士会連合会会長　殿

全国健康保険協会理事長

平成26年度健康保険被扶養者資格再確認業務に係る
被扶養者状況リストの社会保険労務士への送付について

日頃から当協会の事業運営にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、全国健康保険協会では、保険給付の適正化及び高齢者医療制度における納付金・支援金の適正化を目的に、平成26年度においても、健康保険被扶養者資格の再確認業務を実施いたします。

被扶養者資格の再確認にあたっては、被扶養者状況リストを事業主様へお送りすることとなりますが、社会保険労務士と受託契約をしている事業所に係る同リストにつきましては、過去実施時と同様に、別添の方法により社会保険労務士へお送りする取扱いといたしますので、都道府県社会保険労務士会への周知方よろしくお願いいたします。

別添

平成 26 年度健康保険被扶養者資格再確認業務に係る
被扶養者状況リストの社会保険労務士への送付について

1　同意書による取扱い

被扶養者状況リストを各社会保険労務士への送付を希望する場合は、以下の方法にて同意書等を提出して下さい。

（１）受託事業所の同意

受託契約をしている事業主に対して、同意書（別紙１）により同意を得てください。

（２）同意事業所一覧表の作成

同意を得た事業所については、同意事業所一覧表（別紙２）により、協会けんぽ支部別（都道府県別）に取りまとめてください。

（３）協会けんぽ支部への提出

同意書及び同意事業所一覧表を該当協会けんぽ支部に提出（郵送）してください。

2　誓約書による取扱い

同意書による取扱いのほか、社会保険労務士が誓約する方法についても、過去同様に取り扱うこととし、取扱いについては以下のとおりといたします。

（１）受託事業所の承諾

誓約による場合は、社会保険労務士あてに直接送付することについて、受託事業所に事前に承諾を得てください。

（２）誓約書の作成

誓約書（別紙３（様式例））の作成にあたっては、以下の内容について誓約してください。

①　受託事業所から事前に承諾を得ていること。

②　社会保険労務士あてに直接送付することについて、受託事業所と何らかの理由によりトラブルとなった場合、協会けんぽには一切の責任がないこと。

（３）協会けんぽ支部への提出

誓約書及び同意事業所一覧表（別紙２）を該当協会けんぽ支部に提出（郵送）してください。

なお、誓約書は平成 26 年度分として新たに作成してください。

3　過去実施時における既同意（誓約）事業所にかかる取扱い

過去の実施（平成 22 年度、平成 24 年度及び平成 25 年度）において、前記１（２）の方法により作成した同意事業所一覧表（写）を保管している場合は、以下の方法により、同意事業所一覧表（写）により提出しても差し支えありません。

また、今回改めて同意事業所一覧表を再作成する場合も同様とします。

（１）既同意事業所にかかる継続

過去実施時に同意を得ている事業所について、平成 26 年度も引き続き社会保険労務士への送付を希望とする場合は、同意事業所一覧表（写）「備考」欄に同意を得た年度「平成 00 年度 同意（または追加）」と記載してください。

なお、同意書は過去に提出済のため添付する必要はありません。

（２）同意事業所の追加

同意事業所一覧表（写）に同意事業所を追加する場合は、同意事業所一覧表（写）「備考」欄に「平成 26 年度 同意（または追加）」と記載し、必ず同意書を添付のうえ提出してください。（別紙２（記載例））

（３）受託事業所の削除

受託事業所を削除する場合は、同意事業所一覧表（写）の該当事業所を削除してください。（別紙２（記載例））

４　同意事業所一覧表の通番について

同意事業所一覧表の「通番」欄については、協会支部ごとに１番から順に番号を付し、該当番号を同意書の左上「同意事業所一覧表通番」に記入してください。

なお、誓約書により取り扱う事業所の場合は、同意事業所一覧表の通番のみ記入してください。

５　同意書等の提出期限

平成 26 年 4 月 25 日（金）までに協会けんぽ各支部へ提出してください。

６　同意書等（写）の保管

同意書（誓約書）及び同意事業所一覧表については、社会保険労務士において、その写しを取得し保管ください。

なお、提出された同意書については、特段、有効期限を設けることはありません。

７　被扶養者状況リスト等の送付

平成 26 年 5 月末より、該当事業所分の被扶養者状況リストを引き抜き、以下の方法により協会けんぽ各支部より順次送付いたします。

（１）被扶養者状況リストのほか、リーフレット、被扶養者調書兼異動届及び返信用封筒を該当事業所分同封いたします。

（２）被扶養者状況リスト等は、同意事業所一覧表に記載されている社会保険労務士の事務所所在地に送付いたします。

８　その他留意事項

（１）　事業所記号の記載

同意書及び同意事業所一覧表に記載する事業所記号は、必ず「数字（被保険者証上部に表示されている 7 桁もしくは８桁のもの）」で記載してください。

（２）被扶養者状況リスト等の提出

被扶養者資格の確認が完了した被扶養者状況リスト等の提出にあたっては、以下の点に特にご留意の上、提出してください。

① 同封の返信用封筒にて、事業所単位で送付してください。

② 被扶養者状況リスト「副」は送付しないようお願いいたします。

③ 社会保険労務士事務所あての返信用封筒を同封し、被扶養者状況リストの写しの返送を求める場合は、返信用封筒（協会事務局あて）は使用せず、該当する協会支部へ直接提出（郵送）してください。

≪ 理 由 ≫

返信用封筒（協会事務局あて）にて提出された被扶養者状況リスト等は、協会けんぽが契約する委託業者において、全国分を一括して仕分け作業等を行います。

そのため、複数の事業所分を１つの返信用封筒に同封された場合や、社会保険労務士事務所あての返信用封筒を同封されると仕分け作業が円滑にできなくなるため。

別紙１

同意事業所一覧表通番

同　　意　　書

全国健康保険協会より送付される、当事業所の被扶養者状況リストについては、当事業所が社会保険関係の業務委託を行っている（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）に直接送付することに同意いたします。

全国健康保険協会＿＿＿＿＿支部長　殿

平成　　年　　月　　日

事業所整理記号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（数字）

事業所名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業所所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業主名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

連絡先電話番号 ＿＿＿（　　）＿＿＿＿

【ご注意ください】

この同意書の内容は、事業主がこの同意について取り消す旨の意向が全国健康保険協会に伝わらない限り有効となります。

別紙２

〒　　－

送付先（社労士事務所所在地、名称）を記入ください。

平成　　年　　月　　日提出

全国健康保険協会　　支部

同 意 事 業 所 一 覧 表

通番	事業所記号(数字) （健康保険証に記載のもの）	事業所名称	備考

同意事業所一覧表（写）を使用する場合の記載例　　別紙２（記載例）

〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇市〇〇町〇-〇-〇

〇〇社会保険労務士事務所

送付先（社労士事務所所在地、名称）を記入ください。

平成〇〇年〇月〇日提出

全国健康保険協会 〇〇 支部

同 意 事 業 所 一 覧 表

通番	事業所整理記号(数字) （被保険者証に記載のもの）	事業所名称	備考
1	12345678	㈱〇〇工業	平成22年度　同意
2	12345679	㈲〇〇商事	平成22年度　同意
~~3~~	~~12345680~~	~~㈱〇〇〇~~	平成24年度　削除
~~4~~	~~12345681~~	~~㈲〇〇工務店~~	平成25年度　削除
5	12345682	㈱〇〇	平成24年度　同意
6	12345683	㈱〇〇商店	平成24年度　追加
~~7~~	~~12345684~~	~~㈲〇〇技術~~	平成24年度追加、25年度削除
8	12345685	〇〇建設㈱	平成25年度　追加

別紙３（様式例）

誓　　約　　書

私は、全国健康保険協会より送付される被扶養者状況リストを同意事業所一覧表（別添）の受託事業所分について、私あてに直接送付することとし、以下の事項を厳守することを誓約します。

記

被扶養者状況リストの直接送付について、受託事業所から事前に承諾を得ていること、また、このことについて、受託事業所と何らかの理由によりトラブルとなった場合、協会けんぽには一切の責任がないこと。

全国健康保険協会＿＿＿＿＿支部長　殿

平成　　年　　月　　日

事務所名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事務所所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

社会保険労務士氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

連絡先電話番号＿＿＿＿（　　）＿＿＿＿＿＿

被扶養者状況リスト社労士直接送付イメージ

～同意書による方法～

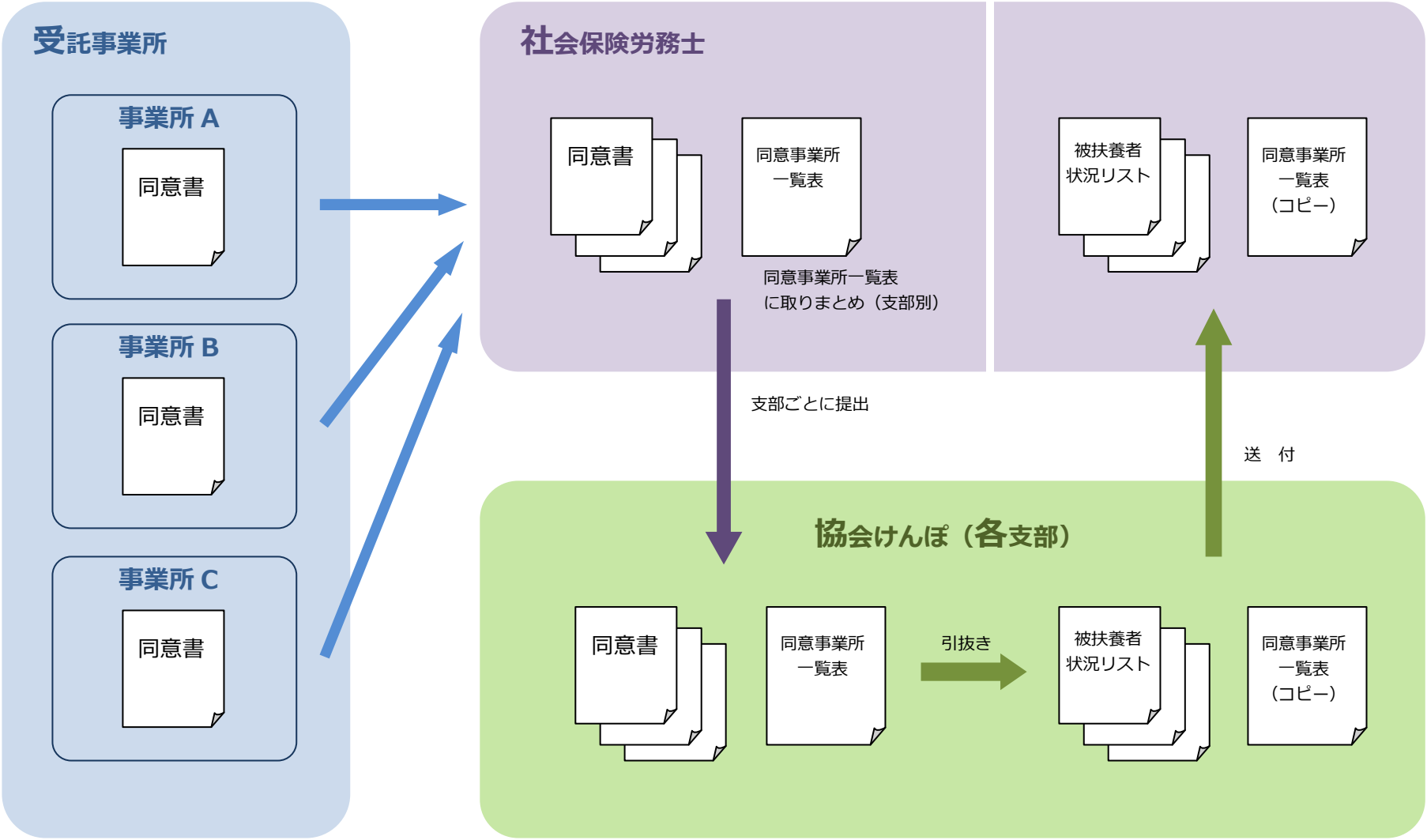

被扶養者状況リスト社労士直接送付イメージ

～誓約書による方法～

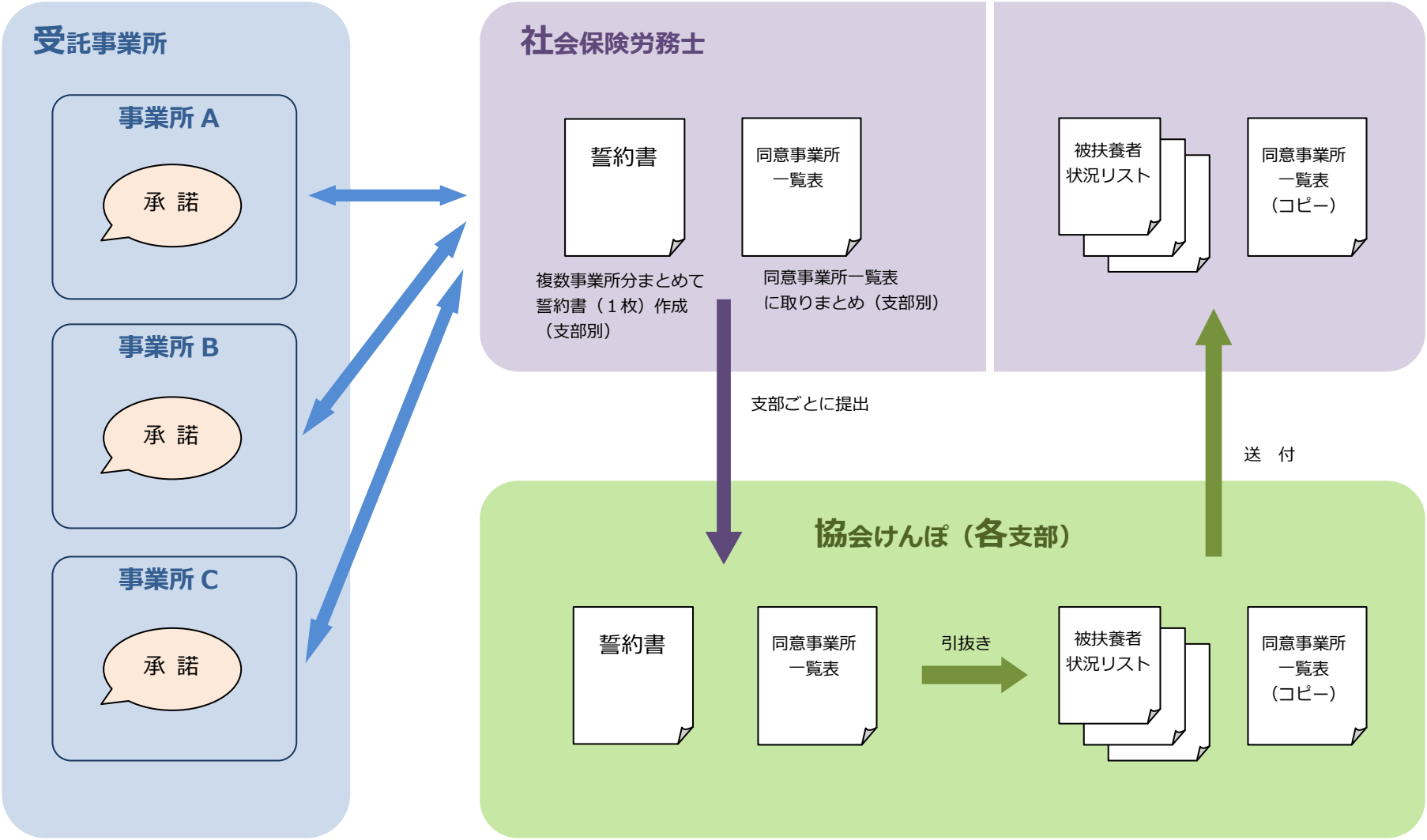

被扶養者状況リスト社労士直接送付イメージ

～同意事業所一覧表（写）を使用する場合（同意書・誓約書）～

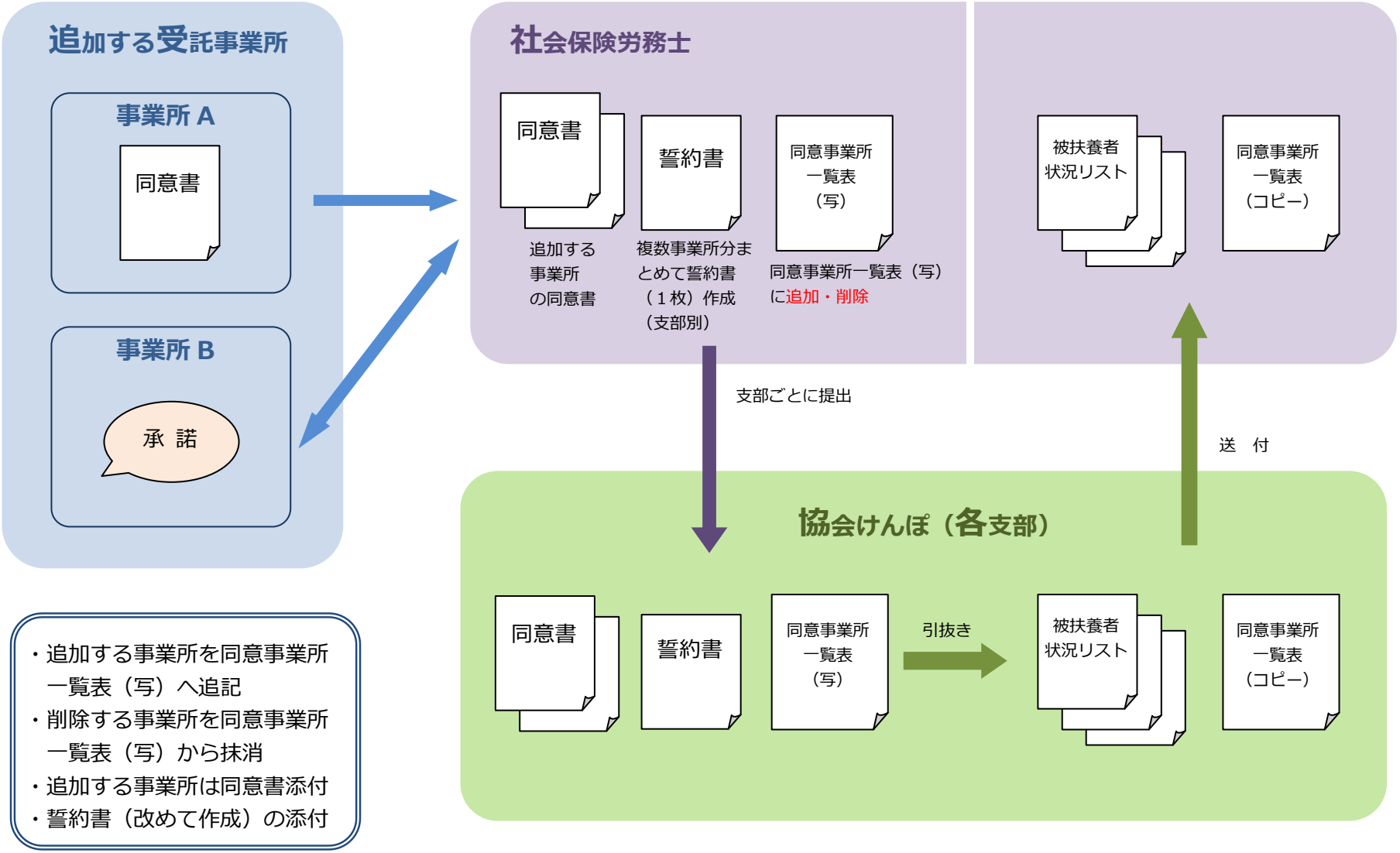

- 追加する事業所を同意事業所一覧表（写）へ追記
- 削除する事業所を同意事業所一覧表（写）から抹消
- 追加する事業所は同意書添付
- 誓約書（改めて作成）の添付

事業主の皆さまへ

男女雇用機会均等法で禁止している「間接差別」の対象範囲が拡大します

平成26年7月1日から、改正「男女雇用機会均等法施行規則」等が施行されます。

改正後

すべての労働者の募集、採用、昇進、職種の変更をする際に、合理的な理由がないにもかかわらず転勤要件を設けることは、**「間接差別」として禁止されます。**

これまで

総合職の労働者を募集、採用する際に、合理的な理由がないにもかかわらず転勤要件を設けることは、「間接差別」として禁止されてきました。

「間接差別」となるおそれがあるものとして禁止される措置の例

労働者の募集にあたって、長期間にわたり、転居を伴う転勤の実態がないにもかかわらず、全国転勤ができることを要件としている。

部長への昇進に当たり、広域にわたり展開する支店、支社などがないにもかかわらず、全国転勤ができることを要件としている。

間接差別とは

性別以外の事由を要件とする措置であって、他の性の構成員と比較して、一方の性の構成員に相当程度の不利益を与えるものとして省令で定めている措置（※以下の①～③）を、合理的な理由なく、講じることをいいます。

①労働者の募集または採用に当たって、労働者の身長、体重または体力を要件とするもの

②コース別雇用管理における「総合職」の労働者の募集または採用に当たって、転居を伴う転勤に応じることができること（「転勤要件」）を要件とするもの

③労働者の昇進に当たって、転勤の経験があることを要件とするもの

改正後

②労働者の募集もしくは採用、昇進または職種の変更に当たって、転居を伴う転勤に応じることができることを要件とするもの

厚生労働省・都道府県労働局

職場におけるセクシュアルハラスメント対策の指針をより分かりやすくします

［以下の**太字部分**が、今回指針に明示した事項です］

●職場におけるセクシュアルハラスメントには、**同性に対するものも含まれる**ため、同性に対するセクシュアルハラスメント対策を講じていない場合は、現行どおり法違反となります。

●セクシュアルハラスメントに関する方針の周知・啓発をするにあたっては、セクシュアルハラスメントの発生原因や背景について労働者の理解を深めることが重要ですが、**発生原因や背景には、性別による役割分担意識に基づく言動があると考えられるため、こうした言動をなくしていくことがセクシュアルハラスメントの防止を高める上で重要です。**

●セクシュアルハラスメントの相談対応に当たっては、現実に生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や該当するかどうか微妙な場合でも、広く相談に応じることとしています。**例えば、放置すれば就業環境を害するおそれがある場合や、性別役割分担意識に基づく言動が原因や背景となってセクシュアルハラスメントが生じるおそれがある場合などが考えられます。**

●セクシュアルハラスメントが生じた場合は、行為者だけでなく、被害者に対して適切な事後対応を行うこととしていますが、具体的な対応としては、以下のような例が考えられます。

- 事案の内容や状況に応じ、被害者と行為者の関係改善に向けた援助
- 被害者と行為者を引き離すための配置転換
- 行為者による謝罪
- **被害者の労働条件面での不利益の回復**
- **管理監督者や産業保健スタッフなどによる被害者のメンタルヘルス不調への相談対応**

※指針において、事業主が職場における男女双方に対するセクシュアルハラスメント対策として講ずべき措置を定めています。

コース等別雇用管理の指針が適用されます

コース等ごとの雇用管理を行うに当たって事業主が留意すべき事項について、従来、通達で示してきた内容をわかりやすく整理し、新たに告示として指針を制定しました。労働者の職種、資格などに基づいて、コース等ごとに異なる配置・昇進・教育訓練などを行っている事業主の皆さまは、十分ご留意ください。

●お問い合わせは都道府県労働局雇用均等室へ ［受付時間　8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）］

北海道	011-709-2715	東　京	03-3512-1611	滋　賀	077-523-1190	香　川	087-811-8924
青　森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京　都	075-241-0504	愛　媛	089-935-5222
岩　手	019-604-3010	新　潟	025-288-3511	大　阪	06-6941-8940	高　知	088-885-6041
宮　城	022-299-8844	富　山	076-432-2740	兵　庫	078-367-0820	福　岡	092-411-4894
秋　田	018-862-6684	石　川	076-265-4429	奈　良	0742-32-0210	佐　賀	0952-32-7218
山　形	023-624-8228	福　井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長　崎	095-801-0050
福　島	024-536-4609	山　梨	055-225-2859	鳥　取	0857-29-1709	熊　本	096-352-3865
茨　城	029-224-6288	長　野	026-227-0125	島　根	0852-31-1161	大　分	097-532-4025
栃　木	028-633-2795	岐　阜	058-245-1550	岡　山	086-224-7639	宮　崎	0985-38-8827
群　馬	027-210-5009	静　岡	054-252-5310	広　島	082-221-9247	鹿児島	099-222-8446
埼　玉	048-600-6210	愛　知	052-219-5509	山　口	083-995-0390	沖　縄	098-868-4380
千　葉	043-221-2307	三　重	059-226-2318	徳　島	088-652-2718		

●詳しくは厚生労働省のホームページへ

厚生労働省ホームページ ▶ 政策について ▶ 分野別の政策一覧 ▶ 雇用・労働 ▶ 雇用均等 ▶ 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保のために

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/danjokintou/index.html

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。